平成２７年（フ）第２６号
秋田県大仙市神宮寺字愛宕下28番地１
破産者　小林　新一
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１２７９号
横浜市鶴見区上末吉４丁目15番15号
破産者　内海　真弘
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１９号
神奈川県藤沢市石川１丁目３番地の１　フレックス湘南石川502号
破産者　中須　竜弥
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０７０号
横浜市青葉区千草台29番地82　メゾン青葉１Ｆ
破産者　佐々木大仁こと　趙　　昌仁
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１０１号
神奈川県大和市南林間１丁目１番７―301号
破産者　大野　光一
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１０２号
神奈川県大和市南林間１丁目１番７―301号
破産者　大野　正美
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１８６号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目38番１―706号
破産者　田代　真美
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０６号
横浜市緑区寺山町96番地３　スイート・マカロン301号
破産者　神崎　泰行
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７１号
石川県野々市市押野５丁目93番地　コーポラス押野201号
破産者　鈴木　義徳
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０９号
長野県松本市筑摩３丁目23番１号　レジデンスＹＡＭＡＳＨＩＣＨＩ　Ｂ―101号室
破産者　窪谷八重子
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１１号
長野県松本市波田6857番地　養護老人ホーム温心寮
破産者　丸山　文男
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６８号
岐阜県中津川市柳町４番３号　安森団地102号
破産者　松下豆腐店こと　松下　　博
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第７０号
岐阜県中津川市柳町４番３号　安森団地102号
破産者　松下　裕一
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１０４号
岐阜県多治見市北丘町７丁目６番地の34
破産者　ＧＲＥＡＴ　ＨＵＲＲＹこと　加藤　進一
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２９９号
愛知県一宮市丹陽町外崎字郷西740番地１　スプリングハイム203号
破産者　鍛治　良純
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県洲本市五色町都志719番地３
破産者　前野　健一
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
山口県光市花園１丁目14番17号　グランドハイツ206号、前住所山口県光市虹ケ丘７丁目８番12号
破産者　沖本　恒生
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４８号
熊本県葦北郡芦北町大字立川264番地２
破産者　立畑　清春
１　決定年月日　平成28年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部